

《 83期 年間重点事項 》

1. 2024年度 全社安全衛生目標

- ※目標値
- ・度数率 0.40 以下
 - ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 高温下での作業に伴う災害防止
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化
- (4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

3. 重点施策

(1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶

- ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の標準設置による注意喚起の強化（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
- ② 玉掛け作業時の『3・3・3運動』の定着及び吊荷直下の立入禁止の徹底
- ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施

(2) 高温下での作業に伴う災害防止

- ① 健康KYによる健康状態の把握と適正配置の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）
- ② WBGTに応じた休憩と水分・塩分補給の摂取（熱中症対策の環境整備）
- ③ 声掛けにより注意力低下に伴う事故・災害の防止
- ④ 救急車手配に至らないよう、早期に作業をやめさせる。

(3) リスクアセスメントの確実な実践と、外国人労働者への教育強化

- ① 安全基本3行動『ひと声かけ、現地KY、ひとりKY』実践の定着
- ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者・外国人指導員等）による安全管理の強化
- ③ 外国人労働者の適正配置、作業中の指導及び作業確認の強化
- ④ 化学物質リスクアセスメントの徹底

(4) 健康及びメンタルヘルスに配慮した安全な職場環境の形成

- ① 残業時間抑制（4週8休）による心身の健康確保
- ② 「健康経営宣言」に基づく快適な職場環境への環境整備（分煙・女性用トイレの設置等）
- ③ 高齢作業員の適正配置と作業内容の確認
- ④ 法令違反の防止（法令順守の指導・「万が一の場合」の報告の徹底）

《年間スローガン》

安全：危険は 慣れと 油断と 気のゆるみ 抜くな点検！ 省くな手順！

環境：分ける知識と ひと手間で 資源増やして ごみ削減
ゼロエミ目指して 次世代へ

1 1月) クレーン・リフト災害の防止、 特定自主検査強調月間

- ①搬器計画では、労働基準監督署届出の有無に関わらず、施工計画検討会及び周知会を実施する。
- ②吊り上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンは、移動式クレーン運転士免許所有者に、1トン以上5トン未満の移動式クレーンは、技能講習修了者の資格者に1トン未満移動式クレーンは、特別教育修了者にそれぞれ運転させる。
- ③つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け作業は、技能講習修了者の資格者に1トン未満の玉掛け作業は、特別教育修了者等に行わせる。
- ④玉掛け作業を含む荷の運搬作業は、作業員の編成・作業分担・クレーン等の種類及び能力・玉掛け用具・合図等を組み込んだ作業計画を作成する。
- ⑤玉掛け作業は、作業者の配置を決め、玉掛け作業責任者を指名する。
- ⑥玉掛け作業を行うときは作業開始前に打合わせを行い、作業の概要、及び作業手順・リスクアセスメントについて全員に周知し、リスク低減措置は確実に実施する。また、他業者からの依頼工事等を行う場合にも同様に実施する。
- ⑦合図者には必要な安全衛生教育を行う。
- ⑧クレーン作業は一定の合図を定め、合図者を指名して運転者との連携を密にさせる。また、合図方法の標示を行う。
- ⑨玉掛け者、合図者は識別(チョッキ、腕章、ヘルバンド等)して作業配置を明確にする。
- ⑩吊り荷の下に作業員を入らせない。
※吊り荷の下とは：荷が水平回転する恐れのある直下、及び荷が振れる範囲の直下をいう
(安全法令 ダイジェスト P44 参照)
- ⑪クレーンの上部旋回体との接触防止を図るための立入禁止措置を講じる。
- ⑫作業開始前点検・月例自主検査・年次の自主検査を実施し、整備状況を記録する。
- ⑬玉掛け用具は作業開始前点検を行う。
- ⑭過負荷防止装置は、作業開始前点検を確実にいき、作業開始前に過負荷防止装置解除キーは、事務所で保管する。また、運転手は無理な作業は絶対しない。
つり荷重は定格荷重の85%以下とする。
※ 68 安全品質環境統轄部 通達 第4号 21年11月16日 参照
- ⑮アウトリガーを最大に張り出すことを基本とする。また軟弱地盤では、地盤改良・敷鉄板等により転倒の恐れのないよう設置する。

⑯吊り荷の落下防止のため、定格荷重を表示し、適正な玉掛けを励行して運転者との連携を密に行うとともに、無理な運転の禁止を徹底する。

⑰架空電線等のある場所の作業は、周囲の状況を確認して電路の移設・防護等を行うと共に監視人を配置する。また、特高線近接作業及び鉄道近接作業の場合は、関係先との事前協議を確実にを行う。

⑱ロングスパンエレベーターは、指名者に運転させ定格荷重を超える積載をして使用させない。

⑲ゴンドラの操作は、特別教育修了者にさせ、作業前点検を励行させる。

⑳悪天候時は作業を中止する。また、悪天候時・天災後には点検をする。

(作業の中止、点検等が必要な作業は安全法令ダイジェスト P243、244 参照)

■ 悪天候時に規制のある作業

作業の規制等	強風	大雨	大雪	準拠条件
型枠支保工の組立等の作業の禁止	○	○	○	安衛則245条
造林等の作業の禁止	○	○	○	安衛則483条
木馬又は雪ソリによる運材の作業の禁止	○	○	○	安衛則496条
林業架線作業の禁止	○	○	○	安衛則510条
鉄骨の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の3
木造建築物の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の11
綱橋の架設等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の7
コンクリート橋の架設等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の21
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の15
高さ2m以上の箇所での作業の禁止	○	○	○	安衛則522条
足場の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則564条
作業構台の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則575条の7
クレーン作業の中止	○			クレーン則31条の2
クレーンの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則33条
移動式クレーン作業の中止	○			クレーン則74条の3
デリック作業の中止	○			クレーン則116条の2
デリックの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則118条
屋外エレベーターの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則153条
建設用リフトの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則191条
ゴンドラを使用する作業の禁止	○	○	○	ゴンドラ則19条

■ 悪天候時・天災後に点検が必要な作業

作業の措置・規制等	強風	大雨	大雪	暴風	地震	準拠条件
土止め支保工の点検		○			○	安衛則373条
明り掘削における地山の点検		○			○	安衛則358条
作業構台の点検	○	○	○		○	安衛則575条の8
足場の点検	○	○	○		○	安衛則567条
ずい道等の建設の作業における地山の点検					○	安衛則382条
ずい道等の作業における可燃性ガスの濃度測定					○	安衛則383条の2
ずい道支保工の点検					○	安衛則396条
ジブクレーンのジブの固定等の措置	○					クレーン則31条の3
屋外のクレーンの点検				○	○	クレーン則31条の2
移動式クレーンのジブの固定等の措置	○					クレーン則37条
デリックの破損防止等の措置				○		クレーン則74条の4
デリックの点検				○	○	クレーン則116条
屋外エレベーターの倒壊防止措置 (瞬間風速35m/sec以上)				○		クレーン則122条
屋外のエレベーターの点検				○	○	クレーン則152条
建設用リフト倒壊防止措置 (瞬間風速35m/sec以上)				○		クレーン則156条
建設用リフトの点検				○		クレーン則194条
ゴンドラの点検	○	○	○			ゴンドラ則22条
採石作業前の地山等の点検		○			○	安衛則則401条
林業架線設備の点検	○	○	○		○	安衛則則511条

* 強風とは： 10 分間の平均風速が毎秒 10m以上の風

大雨とは： 1 回の降雨量が 50mm以上の雨

大雪とは： 1 回の降雪量が 25cm以上の雪

暴風とは： 瞬間風速が毎秒 30mを超える風

中震以上の地震とは： 震度 4 以上の地震